

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 2300



【 表 題 】

太田市特別会計条例の一部改正について

【 目 的 】

住宅新築資金の元利償還が令和3年度をもって終了することにより、太田市住宅新築資金等貸付特別会計を廃止するため、当該特別会計条例の一部を改正するものです。

【 概 要 】

1 改正内容

太田市住宅新築資金等貸付特別会計を廃止するため、当該特別会計条例第1条第1号を削除します。

2 施行期日

令和4年4月1日

3 その他

令和4年3月定例会に提案予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 総務部 財政課 財政係 内線2331 47-1816 タヤリン

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線2400



【 表 題 】

太田市生涯学習センター条例の一部改正について

【 目 的 】

本条例改正は、別表第2（第10条関係）世良田生涯学習センターの施設使用料に関して一部料金の改正をするものです。料金改正を行う研修室3は、パソコンを使った研修を目的としてデスクトップ型パソコンが常設されていましたが、新しいパソコンの入れ替えは行わず撤去され、研修室1・2と同様の扱いとなるため、使用料を改めるものです。

【 概 要 】

1 改正内容

太田市生涯学習センター条例（平成17年太田市条例第130号）の一部を次のように改正するものです。

別表第2のその1施設の使用料、研修室3の項中「1, 400円」を「600円」に、「1, 500円」を「800円」に改めるものです。

2 施行期日

令和4年4月1日

3 その他

令和4年3月定例会に議案提出予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 市民生活部 尾島行政センター 住民サービス係 52-8862

- 内容 【 1. 協議事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】
- 広報掲載 【 2. 予定なし】

福祉子ども部長 氏名 石塚 順一 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【 目 的 】

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第2項に基づき、厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。）の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）が公布されたことに伴い、基準省令を踏まえ定めている太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものです。

【 概 要 】

1 改正内容

(1) 第50条（電磁的記録）の追加

家庭的保育事業者等の事務負担軽減等を図る観点から、家庭的保育事業者等における諸記録の作成、保存等について、原則として電磁的記録による対応を認めることとするための規定の整備をしようとするものです。

(2) その他所要の規定の整備をしようとするものです。

2 施行期日

公布の日

3 その他

令和4年3月定例会に議案を上程する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉子ども部 子ども課 施設管理係 内線3131 47-1830 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 齋藤 貢 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

市道路線の廃止及び認定について

【 目 的 】

公共事業及び民間開発等に伴う市道路線の廃止及び認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めることを報告するものです。

【 概 要 】

1 路線内訳（路線名、路線延長）

廃止路線	太田龍舞沼ノ上883号線	ほか10路線	延長1,641m
認定路線	太田飯塚町1429号線	ほか30路線	延長2,252m

2 その他 道路法第8条第2項の規定により、令和4年3月定例会に議案を提出する予定です。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 路政係 内線2713 47-1835ダイヤル

- 内 容 【 1. 協議事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

消防本部 消防長 櫻井 修一 TEL 33-0200



【 表 題 】

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

【 目 的 】

消防団員公務災害補償、退職手当支給及び消防職団員の賞じゅつ金支給等の福利厚生事務について太田市が加入し共同処理している、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、3月定例会へ議案提出するものです。

【 概 要 】

下記の事由により、当該事務組合の規約の変更が生ずることによるものです。

記

1 規約改正内容

- (1) 当該組合の組織団体である桐生地域医療組合（桐生市及びみどり市で組織）が、組織団体として残りながら令和4年3月31日をもって別表第2の1の項の事務（常勤の職員に係る退職手当支給事務）の共同処理を終了するため、文言整理を行うとともに、別表第2の1の項から桐生地域医療組合を除く。
- (2) 令和4年4月1日から邑楽館林医療事務組合（館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町で組織）の名称が邑楽館林医療企業団に変更されるため、別表第1及び別表第2の5の項中、邑楽館林医療事務組合を邑楽館林医療企業団に変更する。

2 上記1（1）の改正規定については令和4年3月31日から、（2）については、同年4月1日から施行予定

※ 根拠法令：地方自治法第286条第1項、同第290条（裏面参照）

※ 太田市の共同処理内容：消防団員の公務災害補償事務、退職手当支給事務及び消防職団員の賞じゅつ金の支給事務等

【 備 考 】

問い合わせ先 消防本部 消防総務課 総務係 33-0200 タイヤリン

- 内容 【 1.協議事項】
- 公開 【 1.可】
- 公開時期【 2.委員会・委員会協議会后】

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 20-7080



【表題】

太田市教育振興基金条例の一部改正について

【目的】

基金積立てを条件として旧太田市立太田東小学校財産処分承認を得たことに伴い、太田市教育振興基金条例（平成17年3月28日条例第104号）の一部を改正するものです。

旧太田市立東小学校は昭和54年に国庫補助を受け建設しました。処分制限期間（校舎RC造60年）内に補助目的以外に使用する場合、財産処分承認が必要です。今回、民間学校へ有償貸与することとなり、国庫納付は不要であるが1年以内に基金を設置し、国庫納付金相当額以上を積み立てることを条件として承認を得ております。その積立てをするため、条例の一部を改正するものです。また、条文中の整合性を図るため字句の修正を行います。

【概要】

1 改正内容

第2条中の積立て対象に「指定寄附金」のほか「その他の予算で定める額」を加える。
第5条中「繰越し」を「繰戻し」に改める。

2 新旧対照表

別紙のとおり

3 施行期日

公布の日

4 その他

令和4年3月定例会に議案提出する予定です。

【備考】

* 問い合わせ先 教育部 学校施設管理課 施設整備係 20-7081 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 春山 裕 (TEL) 20-7084



【 表 題 】

太田市学校教育センター条例の制定について

【 目 的 】

本市における教育の充実及び振興を図るため学校教育センターを設置しておりますが、設置目的や管理運営に関すること等について明確にするため、本条例を制定するものです。

【 概 要 】

- 1 条例の主な内容
設置（第1条）、管理運営（第2条）、職員（第3条）、事業（第4条）、委任（第5条）
- 2 学校教育センターでの業務予定
 - ・第2ふれあい教室（不登校児童生徒対応）
 - ・プレクラス（外国人児童生徒指導）
 - ・バス管理センター（スクールバス等）
- 3 施行日
令和4年4月1日
- 4 その他
3月定例会市議会に提案予定

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 学校教育課 管理係 内線 20-7084 ダイヤル

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

産業環境部長 氏名 飯塚 史彦 内線2600

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

太田市新田緑のリサイクルセンターにおいて発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分をしたので、報告するものです。

【 概 要 】

1 太田市新田緑のリサイクルセンターにおいて発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償の額 (損害額)	市過失 割合	事故概要
1	令和4年1月18日	148,632円	10割	令和3年12月21日、太田市新田緑のリサイクルセンターにおいて、職員が重機を操作してトラックの荷台に積まれたせん定枝をつかんで下ろす作業をしていたところ、荷台左側面のアオリが上がったままであることに気付かず、誤ってせん定枝とともにこれをつかんだことにより、当該トラックが損傷し、その所有者である相手方に損害を与えたものです。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上記に記載のほか一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

3 損害賠償金の支払いについては、賠償金にて対応します。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年2月の都市産業委員会協議会へ報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 産業環境部 清掃事業課 管理係 31-8153 ダイヤリン

●内容 【 2.連絡事項 】

○公開 【 1.可 】

○公開時期 【 1.庁議後 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300

【 表 題 】

令和3年度太田市一般会計補正予算（第8号）についての専決処分について

【 目 的 】

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、様々な困難に直面した方が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯及び当該世帯と同様の事情にあると認められる世帯（R03年度任意の1か月の収入から換算される年収見込が市民税均等割非課税相当以下）に対して、1世帯あたり10万円の給付金を支給する「住民税非課税世帯等臨時特別支援事業」にかかる経費を予算計上し、本年度一般会計補正予算（第8号）を専決処分したことについて報告するものです。

【 概 要 】

1 補正額 2,635,722千円 補正後予算額 92,622,037千円

【歳入】 *すべて国庫補助金で一般財源の追加なし

15款2項2目1節12細節

子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金

2,635,722千円

【歳出】 3款1項1目

住民税非課税世帯等臨時特別支援事業

事務費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料等） 105,922千円

住民税非課税世帯等臨時特別給付金 2,529,800千円

[繰越明許費] 1件（住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業）

2 専決処分日（補正予算配当日） 令和4年1月14日

3 根拠法令

・地方自治法第180条第1項

・市長において専決処分することができる事項の指定について（平成21年3月19日議決）
第2項

【 備 考 】

* 問い合わせ先 総務部 財政課 財政係 内線 2333 47-1816ダイヤル

